

議案第60号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1天神山団地の項中「44」を「42」に改め、同表大石団地の項中「13」を「12」に改め、同表高橋川第一団地の項及び高橋川第二団地の項中「2」を「1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第61号

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例

大津市ガス供給条例（昭和52年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「158.37円」を「158.58円」に改め、別表第2第2項の表中「140.73円」を「140.94円」に改め、別表第2第3項の表中「138.57円」を「138.78円」に改め、別表第2第4項の表中「137.44円」を「137.65円」に改め、別表第2第5項の表中「134.20円」を「134.41円」に改め、別表第2第6項の表中「132.06円」を「132.27円」に改める。

別表第3第1項の表中「127.28円」を「127.49円」に、「100.28円」を「100.49円」に改め、別表第3第2項の表中「118.64円」を「118.85円」に、「91.64円」を「91.85円」に改め、別表第3第3項の表中「109.02円」を「109.23円」に、「82.02円」を「82.23円」に改める。

別表第4中「70.61円」を「70.82円」に改める。

別表第5中「79.25円」を「79.46円」に改める。

別表第6第1項の表中「158.37円」を「158.58円」に改め、別表第6第2項の表中「90.33円」を「90.54円」に改め、別表第6第3項の表中「158.37円」を「158.58円」に改め、別表第6第4項の表中「140.73円」を「140.94円」に改め、別表第6第5項の表中「103.81円」を「104.02円」に改め、別表第6第6項の表中「102.68円」を「102.89円」に改める。

別表第7第1項の表中「158.37円」を「158.58円」に改め、別表第7第2項の表

中「106.53円」を「106.74円」に改め、別表第7第3項の表中「158.37円」を「158.58円」に改め、別表第7第4項の表中「140.73円」を「140.94円」に改め、別表第7第5項の表中「103.81円」を「104.02円」に改め、別表第7第6項の表中「102.68円」を「102.89円」に改める。

別表第8第1項の表中「158.37円」を「158.58円」に改め、別表第8第2項の表中「85.96円」を「86.17円」に改め、別表第8第3項の表中「158.37円」を「158.58円」に改め、別表第8第4項の表中「140.73円」を「140.94円」に改め、別表第8第5項の表中「94.65円」を「94.86円」に改め、別表第8第6項の表中「93.01円」を「93.22円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市ガス供給条例の規定は、平成28年7月1日以後の日をその末日とする料金算定期間に係る料金について適用し、同月1日前の日をその末日とする料金算定期間に係る料金については、なお従前の例による。

議案第62号

大津市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例

大津市液化石油ガス供給条例(平成16年条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「35.478」を「35.535」に、「24.894」を「24.951」に改める。

附 則

1. この条例は、平成28年6月1日から施行する。
2. 改正後の別表第2の規定は、平成28年7月1日以後の日をその末日とする料金算定期間に係る料金について適用し、同月1日前の日をその末日とする料金算定期間に係る料金については、なお従前の例による。

議案第63号

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表大津市立坂本公民館の項を削る。

別表第38号を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第64号

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

大津市生涯学習センター条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第3項及び第4項」を「第6項」に改め、「、これらを単に」を削り、「という」を「と総称する」に改め、同条第2項中「25人」を「12人」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 大津市科学館運営協議会の委員は、科学館が行う事業に関して識見を有する者であって次に掲げるもの及び教育委員会が行う公募に応募した市民のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係団体から選出された者
- (3) 市職員

第6条第4項中「1年」を「2年」に改め、「ただし、」の次に「委員が欠けた場合における」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、公募によらず、市民のうちから委員を委嘱し、又は公募に応募した者のうちから委員を委嘱しないことができる。

5 大津少年センター運営協議会の委員は、少年の健全育成に関して識見を有する者であって次に掲げるものうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者

- (2) 市民団体から選出された者
- (3) 福祉関係団体から選出された者
- (4) 教育関係団体から選出された者
- (5) 関係行政機関から選出された者
- (6) 市職員

第6条に次の1項を加える。

7 委員は、再任されることができる。

別表第2第1項の表備考第1項中「小学校（）」の次に「義務教育学校の前期課程、」を、「中学校（）」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大津市生涯学習センター条例（以下「旧条例」という。）第6条第3項の規定により委嘱し、又は任命された大津市科学館運営協議会又は大津少年センター運営協議会（以下「運営協議会」と総称する。）の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の大津市生涯学習センター条例（以下「新条例」という。）第6条第3項又は第5項の規定により運営協議会の委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第6条第6項の規定にかかわらず、同日における旧条例第6条第3項の規定により委嘱し、又は任命された運営協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

議案第65号

大津市北部地域文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市北部地域文化センター条例の一部を改正する条例

大津市北部地域文化センター条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「25人」を「10人」に改め、同条第3項中「知識経験を有する者」を「識見を有する者であつて次に掲げるもの」に、「委嘱」を「委嘱し、」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体から選出された者
- (3) 福祉関係団体から選出された者
- (4) 教育関係団体から選出された者
- (5) 関係行政機関から選出された者
- (6) 市職員

第6条第4項中「1年」を「2年」に改め、「ただし、」の次に「委員が欠けた場合における」を加え、同条に次の1項を加える。

5 委員は、再任されることができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大津市北部地域文化センター条例（以下「旧条例」という。）第6条第3項の規定により委嘱し、又は任命された堅田少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日、改正後の大津市

北部地域文化センター条例（以下「新条例」という。）第6条第3項の規定により協議会の委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第6条第4項の規定にかかわらず、同日における旧条例第6条第3項の規定により委嘱し、又は任命された協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

議案第66号

大津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市火災予防条例の一部を改正する条例

大津市火災予防条例（昭和37年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第3条、第19条関係)

			種類	入力	離隔距離 (cm)				備考		
					上方	側方	前方	後方			
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200				
			—	150	150	200	150				
			—	100	100	100	100				
		開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300		200		
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200		100		
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100		50		
ふろがま	気体燃料 不燃以外	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	15 注	15	注 浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合は2cmとする。		
				内がま	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	—	60		—	
				浴室外設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15		15	15
					外がまでバーナー取出口のあるもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15		60	15
			浴室外設置	内がま	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	60		—	

	密閉式			21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	2 注	2	2
	屋外用			21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	60	15	15	15
不燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）	—	4.5 注	—	4.5
			内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）	—	—	—	—
	浴室外設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	4.5	—	4.5	
		外がまでバーナー取出口のあるもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	4.5	—	4.5	
		内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	—	—	—	
		密閉式			21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用	—	2 注	—

						パーナーが21kW以下)						
			屋外用			21kW以下 (ふろ用以外のパーナーをもつものにあつては当該パーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用パーナーが21kW以下)	30	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外				39kW以下	60	15	15	15		
		不燃				39kW以下	50	5	—	5		
	上記に分類されないもの					—	60	15	60	15		
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	パーナーが隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5		注1 風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2 ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。
	液体燃料	不燃以外	半密閉式		強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15	
							26kWを超え70kW以下	100	15	100 注1	15	
						温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150	150	
						強制排気型	26kW以下	60	10	100	10	
			密閉式		強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10		
	不燃	半密閉式		強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5		
					温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150		
					強制排気型	26kW以下	50	5	—	5		
					密閉式	強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5	
上記に分類されないもの					—	100	60	60 注2	60			
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を	

			リル付こんろ・グリ ドル付こんろ							
			据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注		
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリ ドル付こんろ・グリド ル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0		
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0		
	上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
			使用温度が300℃以上800℃未満の もの	—	150	100	200	100		
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50		
ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			半密閉式	12kWを超え42kW以下		—	15	15	15	
				12kW以下		—	4.5	4.5	4.5	
			密閉式		42kW以下		4.5	4.5	4.5	4.5
			屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15	
		フードを付ける場合		42kW以下	15	15	15	15		
		不燃	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5	
			半密閉式		42kW以下		—	4.5	—	4.5
			密閉式		42kW以下		4.5	4.5	—	4.5
			屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5	
		液体燃料	不燃以外		12kWを超え70kW以下		60	15	15	15
12kW以下					40	4.5	15	4.5		

示す。

料	不燃				12kWを超え70kW以下	50	5	—	5	注 熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。		
					12kW以下	20	1.5	—	1.5			
	上記に分類されないもの			23kWを超える	120	45	150	45				
				23kW以下	120	30	100	30				
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100		4.5	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注		4.5	
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80		4.5	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注		4.5	
	液体燃料	不燃以外	半密閉式		自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100		100	100.
						機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15		100	15
		不燃	半密閉式		自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100	
						機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	5	
上記に分類されないもの					—	150	100	150	100			
乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
						不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—
	上記に分類されないもの				内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50		
					内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30		

簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
					フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5
					フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			半密閉式			12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
			密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
					瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—
					壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用		フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12kW以下	15	15	15	15	
		不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
					フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
				瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
					フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
			半密閉式			12kW以下	—	4.5	—	4.5
			密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
					瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—
				壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
	屋外用			フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5	
	液体燃料		不燃以外			12kW以下	40	4.5	15	4.5
			不燃			12kW以下	20	1.5	—	1.5
	給湯湯沸設備		気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	15	15
					瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	15	15	15
密閉式				常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	

備					瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0			
					屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15		15	
							フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15		15	
						瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15		15	
							フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15		15	
						不燃	半密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	4.5		—	4.5
								瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	4.5		—	4.5
					密閉式		常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—		4.5	
							瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0		—	0
					屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5	—		4.5	
							フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	10	4.5	—		4.5	
						瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5	—		4.5	
							フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5	—		4.5	
					液体燃料	不燃以外		12kWを超え70kW以下	60	15	15		15	
						不燃		12kWを超え70kW以下	50	5	—		5	
上記に分類されないもの			—	60		15	60	15						
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	注1 熱対流方向が一方方向に集中する場合には60cmとする。 注2 方向性を有するものには100cmと			
					全周放射型	7kW以下	100	100	100	100				
				バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5 注1	4.5				
					強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5				
				不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	80	15		80	4.5	
							全周放射型	7kW以下	80	80		80	80	
バーナー	自然対流型	7kW以下	80			4.5	4.5 注1	4.5						

液体燃料	不燃以外	開放式	強制対流型	が隠ぺい	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
				放射型	7kW以下	100	50	100	20		
			自然対流型	7kWを超え12kW以下	150	100	100	100			
				7kW以下	100	50	50	50			
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	100	15	100	15		
				温風を全周方向に吹き出すもの	7kWを超え12kW以下	100	150	150	150		
			7kW以下	100	100	100	100				
			不燃	開放式	放射型	7kW以下	80	30	—	5	
	自然対流型	7kWを超え12kW以下			120	100	—	100			
		7kW以下			80	30	—	30			
	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの			12kW以下	80	5	—	5		
		温風を全周方向に吹き出すもの			7kWを超え12kW以下	80	150	—	150		
	7kW以下	80			100	—	100				
	固体燃料					—	100	50 注2	50 注2	50 注2	
調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口)	5.8kW以下	100	15	15	15	
					卓上型こんろ (2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	
				バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	100	15	15	15
					加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル (フードを付けない場合)	7kW以下	50	4.5	4.5	4.5
				卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)		7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
				炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	30	10	10	10		
				圧力調理器 (内容積10リットル以下)	—	30	10	10	10		

する。

注 機器本体
上方の側方
又は後方の
離隔距離を
示す。

	不燃	開放式	バーナーが露出		卓上型こんろ (1口)	5.8kW以下	80	0	—	0	
					卓上型こんろ (2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
			バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	80	0	—	0	
				加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル (フードを付けない場合)	7kW以下	30	4.5	—	4.5	
			卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)		7kW以下	10	4.5	—	4.5		
			炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)		4.7kW以下	15	4.5	—	4.5		
			圧力調理器 (内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5			
移動式こんろ	液体燃料	不燃以外			6kW以下	100	15	15	15		
		不燃			6kW以下	80	0	—	0		
	固体燃料			—	100	30	30	30			
電気温風機	電気	不燃以外			2kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注 温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。	
		不燃			2kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注		
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器 (こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下 (1口当たり2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2	注1 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離 (こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない	
					—	20 注1	—	20 注1			
					—	10 注2	—	10 注2			
					4.8kW以下 (1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2		
					—	15 注1	—	15 注1			
—	10 注2	—	10 注2								

				4.8kW以下 (1口当たり1kW以下)	100	2	2	2	場合における発熱体の外周からの距離)を示す。 注2 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離 (こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下 (1口当たり3.3kW以下)	100	2	2	2		
	不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器 (こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下 (1口当たり3kW以下)	80	0	—	0		
						—	0注1注2	—		0注1注2
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下 (1口当たり3.3kW以下)	80	0	—	0		
							—	0注2		—
電気天火	電気	不燃以外		2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注		注 排気口面にあつては10cmとする。
		不燃		2kW以下	10	4.5注	—	4.5注		
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	注 排気口面にあつては10cmとする。	
		不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注	—	4.5注		
電気ストープ	電気	不燃以外	前方放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	30	100	4.5		
			全周放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	100	100	100		
			自然対流型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5		
		不燃	前方放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	15	—	4.5		
			全周放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	80	—	80		

			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	0	—	0	
電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1 前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注2 排気口面にあつては4.5cmとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」の項は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離とする。
- 「不燃」の項は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第67号

製造請負契約の締結について

次のとおり製造請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

- 1 製造品名 はしご付消防自動車
- 2 製造概要 車体
全長 11.5メートル
全幅 2.5メートル
はしご
全伸長時（起立角75度）の地上高 3.5メートル
- 3 契約方法 指名競争入札
- 4 契約金額 205,956,000円
- 5 契約の相手方 株式会社モリタ
契約締結者
兵庫県三田市テクノパーク2番地の3
株式会社モリタ関西支店長

議案第68号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

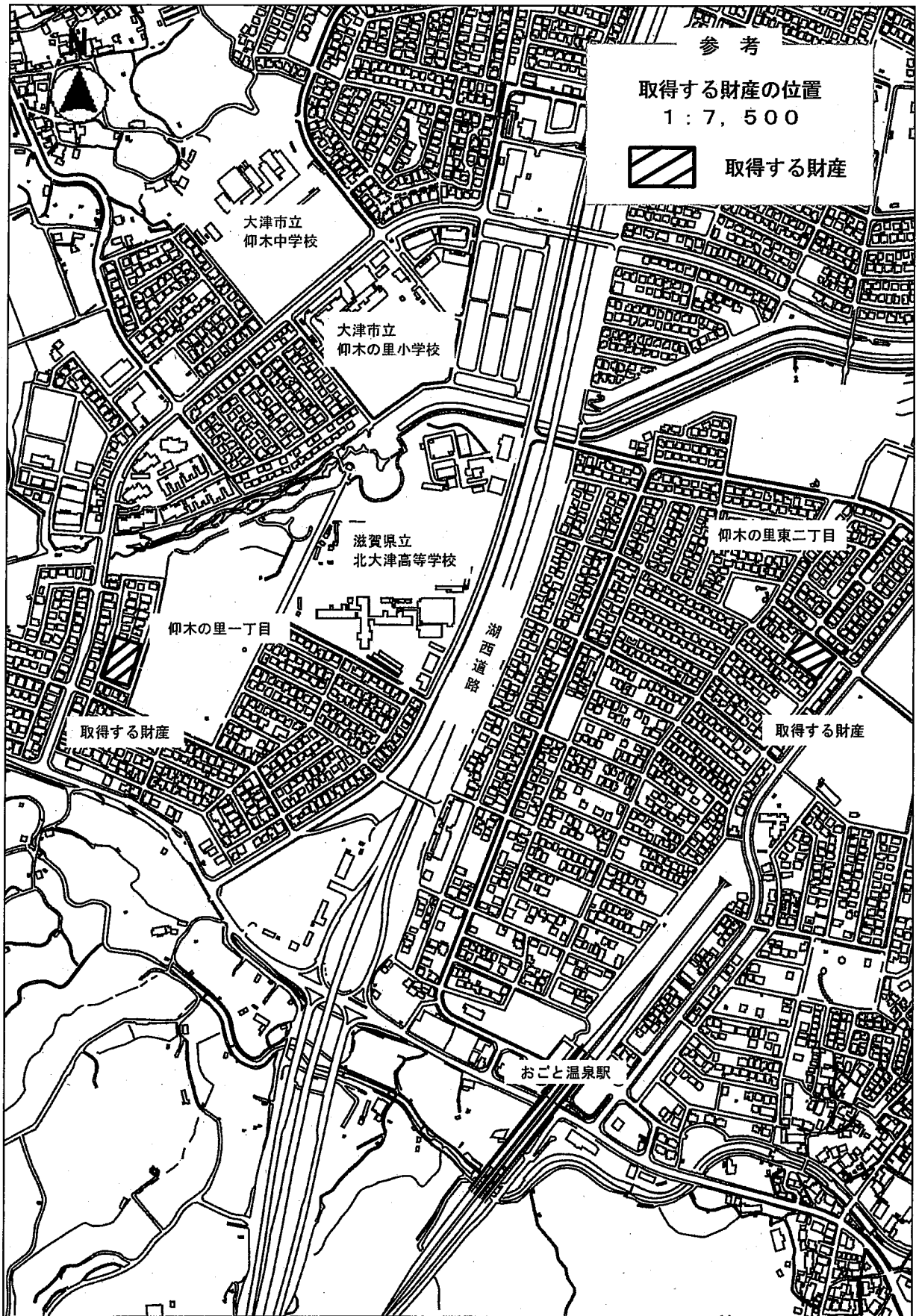
平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

- 1 取得する目的 民間保育所施設用地
- 2 取得する財産及び価格

種別	所在	面積	価格
土地	大津市仰木の里一丁目28番1	2,562.19 平方メートル	111,055,563円
	大津市仰木の里東二丁目2番5	2,500.05 平方メートル	114,167,283円
合計		5,062.24 平方メートル	225,222,846円

- 3 取得する相手方 横浜市中区本町六丁目50番地1
独立行政法人都市再生機構




議案第69号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

- 1 契約金額 14,000,000円を上限とする額
- 2 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 3 契約の相手方 

公認会計士 松尾 宏文

議案第70号

地方独立行政法人市立大津市民病院定款の制定について

次のとおり地方独立行政法人市立大津市民病院定款を定めることについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

地方独立行政法人市立大津市民病院定款

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 組織及び業務（第7条－第18条）
- 第3章 資本金等（第19条・第20条）
- 第4章 補則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域の中核病院として、市民に救急医療及び高度医療を始め、良質で安全な医療を継続的かつ安定的に提供するとともに、地域の医療機関との機能分担及び連携を行うことにより、市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人市立大津市民病院（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、大津市とする。

(事務所の所在地)

第4条 法人の事務所は、大津市本宮二丁目9番9号に置く。

(法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示し、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。

第2章 組織及び業務

(役員)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

2 前項に定める役員のほか、法人に、副理事長1人を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 理事は、理事長があらかじめ定める順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

5 監事は、法人の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は大津市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(役員任命)

第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(役員任期)

第10条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(職員に関する事項)

第11条 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

(理事会の設置及び構成)

第12条 法人に理事会を置き、役員(監事を除く。)をもって構成する。

(招集)

第13条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

- 2 理事長は、理事長を除く理事会の構成員(以下「構成員」という。)の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

(病院等の名称及び所在地)

第16条 法人が設置し、及び運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
市立大津市民病院	大津市本宮二丁目9番9号

- 2 法人が設置し、及び運営する看護師養成所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
市立大津市民病院附属看護専門学校	大津市石場10番53号

3 法人が設置し、及び運営する介護老人保健施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
市立介護老人保健施設ケアセンターおおつ	大津市本宮二丁目9番40号

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (6) 看護師養成所の運営を行うこと。
- (7) 介護老人保健施設において介護サービスを提供すること。
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、災害が発生し、若しくは正に発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態(次項において「災害等の緊急事態」という。)に対処するため市長が必要と認める場合において、市長から救助、救援、医療その他事態の対処に必要な業務(以下この項及び次項において「救助等」という。)の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行わなければならない。

3 法人は、災害等の緊急事態に対処するため、救助等を自ら行うものとする。

(業務方法書)

第18条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第3章 資本金等

(資本金等)

第19条 法人の資本金の額は、法第67条第1項の規定により大津市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、大津市が法人の成立の日後に法人に対して出資を行った場合は、法人は当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として大津市が評価した価額により資本金を増加するものとし、法人が法第42条の2第1項又は第2項の規定によ

る大津市への納付をした場合は、法人は同条第4項の規定により資本金を減少するものとする。

2 大津市からの出資に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第20条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該財産は、大津市に帰属する。

第4章 補則

第21条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表 (第19条関係)

1 土地

所 在	面積 (平方メートル)
大津市本宮二丁目字一町道88番1	1,075.64
大津市本宮二丁目字一町道95番1	1,457.83
大津市本宮二丁目字一町道95番4	70.92
大津市本宮二丁目字一町道101番3	6.41
大津市本宮二丁目字一町道103番2	22,178.00
大津市本宮二丁目字一町道103番6	4.62
大津市本宮二丁目字一町道103番7	4.56
大津市本宮二丁目字一町道103番8	357.00
大津市本宮二丁目字一町道103番9	238.41
大津市本宮二丁目字一町道103番10	269.00
大津市本宮二丁目字一町道103番45	1,372.15
大津市本宮二丁目字一町道103番49	841.41
大津市本宮二丁目字一町道103番64	131.14
大津市本宮二丁目字一町道103番66	67.00
大津市本宮二丁目字一町道103番67	1,033.00
大津市本宮二丁目字一町道155番7	169.00

大津市石場字後田42番2	1,942.54
大津市石場字後田42番4	1,054.54
大津市石場字後田42番5	218.00
大津市石場字後田49番2	85.00

2 建物

施設名	所在地	延べ床面積 (平方メートル)
病院本館	大津市本宮二丁目9番9号	31,579.09
病院別館		8,457.32
内視鏡センター		504.68
放射線治療棟		691.32
管理棟		1,009.05
附属棟		1,104.78
看護師寄宿舍		3,040.32
備蓄倉庫		232.12
第1駐車場		5,138.00
第2駐車場		5,406.26
看護専門学校校舎	大津市石場10番53号	2,152.19
介護老人保健施設棟	大津市本宮二丁目9番40号	4,356.20